

(令和5年12月改正)

和歌山県部落差別の解消の推進に
関する条例 【逐条解説】
(第3版)

和歌山県企画部人権局人権政策課

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別のない社会を実現することを目的とする部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）及び全ての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする和歌山県人権尊重の社会づくり条例（平成14年和歌山県条例第16号）の理念にのっとり、部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の制定目的（部落差別のない社会を実現すること）を明らかにするために規定したものです。

【解説】

- 本県においては、これまでも同和問題の解決を県政の重要な柱として、様々な施策に取り組んできた結果、同和問題は解決へと向かっています。しかしながら、本県においても、今もなお、結婚などに際して同和地区かどうかを問い合わせる行為や、インターネット上に同和地区やその関係者を忌避・排除する書き込みなどの部落差別が発生しています。このことから、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指すことを定めたものです。
- 「情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化」とは、インターネットの普及により、発言や落書きなどによる部落差別だけでなく、インターネットを利用した部落差別も行われるなど、部落差別の発生形態の変化をいいます。
- 「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）」は、部落差別は許されないものであるとの認識の下、行政の責務として部落差別の解消のための施策を実施することで、国民一人一人の理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目指し、平成28年12月16日に施行されたものです。また、すべての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるとともに、部落差別の解消の必要性について国民一人一人の理解が深まることにより、部落差別のない社会を目指すことを理念として掲げられています。

- 「和歌山県人権尊重の社会づくり条例（平成 14 年和歌山県条例第 16 号）」は、人権尊重の社会づくりに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、すべての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目指し、平成 14 年 4 月 1 日に施行したものです。また、すべての県民が社会の構成員として常に他者の人権を尊重して行動することにより、あらゆる人権侵害や不当な差別が行われることがない平和で明るい社会を、すべての県民が平等に享受できることを理念として掲げています。
- 「部落差別」とは、部落差別の解消の推進に関する法律における部落差別のことをいいます。

(基本理念)

第2条 部落差別は基本的人権の侵害であり、何人も部落差別を行ってはならないという理念にのっとり、部落差別の解消のための取組は、国、県、市町村、県民、事業者、関係機関等が相互に協力して行うものとする。

【趣旨】

本条は、基本的人権の侵害である部落差別は行ってはならないという理念のもとに、行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消に取り組んでいくことを規定したものです。

【解説】

- 「基本的人権」は日本国憲法で保障されている権利であり、部落差別はこの権利を侵害したものであることを明記したものです。
- 本県では、これまでも「県民みんなの同和運動」を提唱するなど、行政と県民等が一体となって取り組んできた結果、部落差別は解消に向かっているという経緯があり、今後も、行政と県民等が一体となって部落差別の解消に取り組んでいく必要があります。
- 「部落差別の解消のための取組」とは、第8条の部落差別への取組、第9条の勧告、第10条の公表、第11条の教育及び啓発、第12条の相談体制の充実、第13条の部落差別の実態把握を指しており、具体的な施策については、和歌山県人権施策基本方針に基づき総合的に推進していきます。
- 「事業者」とは、事業を営む者（法人、個人）をいいます。
- 「関係機関等」とは、公益財団法人和歌山県人権啓発センターや全国人権同和行政促進協議会などをいいます。

(部落差別の禁止)

第3条 何人も、インターネットを通じて、公衆による閲覧、複写その他の利用をすることが可能な情報を提供することにより、部落差別を行ってはならない。

2 何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査、並びにその他の行為により部落差別を行ってはならない。

【趣旨】

本条は、インターネットを利用した部落差別、結婚及び就職に際しての身元の調査による部落差別、その他あらゆる行為による部落差別を行ってはいけないということを規定したものです。

【解説】

- 第1項は、誰もが閲覧できる情報をインターネット上に掲載することにより部落差別を行ってはいけないこと、また誰もが複写、加工や印刷など（その他の利用）ができる情報をインターネット上に掲載することにより部落差別を行ってはいけないことを定めたものです。
- 第2項は、結婚及び就職に際しての身元の調査を行うことにより部落差別を行ってはいけないこと、また、その他の行為により部落差別を行ってはいけないことを定めたものです。
- 「その他の行為」とは、個人への誹謗中傷や同和地区の問い合わせ、落書き、投書などをいいます。
- 不特定多数に公開しているSNSなどによる部落差別の禁止は第1項に該当し、私人間でのやりとりによるメールやLINEなどによる部落差別の禁止は第2項に該当します。

(県の責務)

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、部落差別の解消に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に定める施策の推進に当たっては、国、市町村、県民、事業者、関係機関等との連携を図るものとする。

3 県は、部落差別の解消に関して、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行うものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を達成するために必要な県の責務を規定したものです。

【解説】

- 第1項は、部落差別のない社会を実現するために、県の責務として、部落差別の解消を推進するための施策を展開していくことを定めたものです。
- 「部落差別の解消に関し必要な施策」とは、第8条の部落差別への取組、第9条の勧告、第10条の公表、第11条の教育及び啓発、第12条の相談体制の充実、第13条の部落差別の実態把握を指しており、具体的な施策については、和歌山県人権施策基本方針に基づき総合的に推進していきます。
- 第2項は、行政と県民等が一体となって部落差別の解消を推進していくために、県が行う第1項の施策の展開に当たり、国、市町村、県民、事業者、関係機関等と連携を図ることを定めたものです。
- 第3項は、県は、市町村が実施する施策に対し、必要な情報の提供、助言や支援を行うとともに、県民、事業者、関係機関等が実施する取組に対して、必要な情報の提供、助言や支援を行うことを定めたものです。
- 「市町村が実施する施策」とは、差別事象への対応、教育・啓発、相談体制の充実など、部落差別の解消のために市町村が実施する施策のことをいいます。

(県民の責務)

第5条 県民は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を達成するために必要な県民の責務を規定したものです。

【解説】

- 本県では、県民一人一人が人権尊重の社会づくりの担い手であること、また、これまでも「県民みんなの同和運動」により行政と県民等が一体となって取り組んできた結果、部落差別は解消に向かっているという経緯を踏まえ、今後も、行政と県民等が一体となって部落差別の解消に取り組む必要があることから、県民の責務を定めたものです。
- 第1項は、県民が率先して部落差別の解消のために取り組むことを求めているものです。
- 第2項は、県民一人一人が人権尊重の社会づくりの担い手になっていただくとともに、行政と県民等が一体となって取り組んでいただくために、県及び市町村が開催する講演会・研修会や啓発活動への参加を求めているものです。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、部落差別の解消のために、従業員の人権意識の高揚、その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を達成するために必要な事業者の責務を規定したものです。

【解説】

- 本県では、事業者は、人権尊重の社会づくりの担い手であること、また、従業員に対し人権意識の高揚を図るなどの社会的責任を負っていること、さらに、これまでも「県民みんなの同和運動」により行政と県民等が一体となって取り組んできた結果、部落差別は解消に向かっているという経緯を踏まえ、今後も、行政と県民等が一体となって部落差別の解消に取り組んでいく必要があることから、事業者の責務を定めたものです。
- 第1項は、事業者が、従業員の人権意識の高揚を図るなど、部落差別の解消のための取組を行うことを求めているものです。
- 「従業員の人権意識の高揚」とは、部落差別の解消のための研修などの取組により、従業員の人権意識の高揚を図ることをいいます。
- 「その他必要な取組」とは、従業員からの相談への対応や自社内で部落差別が発生した際の対応、事業者自らが部落差別の解消ための啓発に取り組むことなどを想定しています。
- 第2項は、事業者に人権尊重の社会づくりの担い手になっていただくとともに、行政と県民等が一体となって取り組んでいただくために、県及び市町村が開催する講演会・研修会や啓発活動への参加を求めているものです。

(特定電気通信役務提供者の責務)

第7条 特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号。以下「法」という。)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。)は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 特定電気通信役務提供者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消を推進するための施策に協力するものとする。

3 特定電気通信役務提供者は、前2項に定めるもののほか、インターネット上において、その用いる法第2条第2号に規定する特定電気通信設備の記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を記録し、又は当該電気通信設備の送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報が入力されることによって部落差別が行われていることを確認したときは、当該提供されている情報(次条第1項及び第3項並びに第9条第1項において「提供情報」という。)の送信を防止する措置を行うものとする。

(令2条例63・追加)

【趣旨】

本条は、この条例の目的を達成するために必要な特定電気通信役務提供者(プロバイダ)の責務を規定したものです。

【解説】

●インターネット上に投稿された部落差別の情報を削除することができるのは、投稿した本人又はプロバイダに限定されます。そのため、当該情報の拡散防止を図るためには、プロバイダの役割が非常に大きいと考えており、プロバイダ自身が、部落差別が行われた情報であると確認した場合には当該情報を削除いただくことを求めるために規定したものです。

●第1項は、率先して部落差別の解消のために取り組むことを求めているものです。

●「部落差別の解消のために必要な役割を果たす」とは、部落差別の情報の削除をするための約款の策定や改正などの自主規制を行うこと、また、社会的責任によりインターネット上の掲示板等を利用して部落差別を行うことを禁止するといった広報活動を行うことを想定しています。

●第2項は、県及び市町村が行った削除要請の内容を確認し、その上で約款等に基づき

適切な判断を行っていただくことを求めているものです。

- 第3項は、プロバイダ自身が、県等からの削除要請や自主的なパトロール等により、投稿された情報により部落差別が行われていることを確認した場合において、当該情報を削除いただくことを求めているものです。
- 「法第2条第2号に規定する特定電気通信設備」とは、特定電気通信を行うに当たり用いられる電気通信設備のことをいい、具体的には蓄積型の特定電気通信において用いられるウェブサーバーや非蓄積型の特定電気通信において用いられるストリームサーバーなどが該当します。
- 「記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録」とは、蓄積型の特定電気通信における発信者の行為で、特定電気通信設備（ウェブサーバー）の記録媒体（ハードディスク等）に情報を記録することをいいます。
- 「送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されること」とは、非蓄積型の特定電気通信における発信者の行為で、特定電気通信設備（ストリームサーバー等）の送信装置に情報を入力することをいいます。
- 「送信を防止する措置」とは、部落差別の情報が拡散されないようにするため、投稿された情報を削除するなど、他者が閲覧できないような取組を行うことをいいます。

(部落差別への取組)

第 8 条 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第 3 条第 1 項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すものとする。

2 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第 3 条第 2 項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないよう促すものとする。

3 県は、第 1 項の規定に関わらず、市町村に対し、第 3 条第 1 項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すよう、要請することができるものとする。

4 県は、第 2 項の規定に関わらず、市町村に対し、第 3 条第 2 項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、及び部落差別を行わないよう促すことを、要請することができるものとする。

(令 2 条例 63・一部改正 令 5 条例 45・一部改正)

【趣旨】

本条は、県が、部落差別を行った者に対し、必要な説示をするとともに、部落差別を行わないことやインターネット上に投稿された情報を削除することを促すことを規定したものです。

【解説】

●本県では、これまでも市町村が主体的に差別事象への対応に取り組んでいます。県は、この取組を尊重するとともに、市町村と連携を図りながら、県も一緒になって差別事象への対応を行うことを定めたものです。

●第 1 項は、部落差別を行った者は、インターネット上に投稿された情報については、プロバイダの判断なく、速やかに削除することができることから、県がインターネットを利用して部落差別を行った者に対して、説示をするとともに、部落差別を行わないことや当該情報を削除することを促すことを定めたものです。

●第 2 項は、県が、結婚及び就職に際しての身元の調査などあらゆる行為により部落差別を行った者に対して、説示をするとともに、部落差別を行わないよう促すことを定めたものです。

- 第1項及び第2項で規定している「市町村との適切な役割分担」とは、市町村は、自市町村で発生した場合、主体的に部落差別を行った者への取組を実施すること、また県は、一市町村等で対応が困難な広域的な場合や県の組織内等で発生した場合に、市町村と連携しながら、部落差別を行った者への取組を実施することをいいます。
- 第3項及び第4項は、市町村に対し、県と連携して部落差別を行った者に対する説示や促しを行うよう依頼することができる旨を定めたものです。
- 「部落差別を行った者」とは、部落差別を行った個人や事業者、団体等をいいます。
- 「説示をするとともに、部落差別を行わないよう促す」とは、部落差別を行った者に対し、部落差別は許されないものであるということを諭し、今後、部落差別を行わないように指導することをいいます。

(勧告)

第9条 県は、前条第1項の規定による必要な説示を行い、部落差別を行わないこと及び当該情報を削除することを促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを、勧告するものとする。

2 県は、前条第2項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないよう、勧告するものとする。

3 知事は、県内事業者（県内に事務所又は事業所を有する事業者をいう。次条において同じ。）が次条各号において、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、和歌山県人権尊重の社会づくり条例第5条に規定する和歌山県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。

(令2条例63・一部改正 令5条例45・一部改正)

【趣旨】

本条は、県が、第8条により説示・促しを行ったにもかかわらず、部落差別を行った者がこれに従わない場合の、県の勧告に関して規定したものです。

【解説】

- 第1項及び第2項は、部落差別を行った者が、第8条の第1項及び第2項の説示を行っても従わない場合。また、部落差別を行わないことやインターネット上に投稿された情報を削除することを促しても従わない場合に、部落差別を行わないことや当該情報を削除することを勧告する旨を定めたものです。
- 「勧告」とは、部落差別を行った者が説示や促しに応じない場合において、部落差別をやめ、今後、行わないように強く求めることをいいます。
- 第3項は、県が、第9条に規定する公表の対象となる可能性のある部落差別（結婚及び就職に際しての身元調査、不動産の取引に際しての当該不動産に係る調査）を行った者に対して、本条第2項による勧告をしようとするときは、「県における事実確認が適正であったか」「説示・促しの対応が適切であったか」などの県の対応や、「これ以上の説示・促しでは目的が達成できないか」などをあらかじめ、を附属機関である「和歌山県人権施策推進審議会」に意見を聴くことで、手続きの公正中立性を担保するため定めたものです。

＊「和歌山県人権施策推進審議会」

平成 14 年 4 月に施行された「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」第 5 条に基づき、人権施策基本方針に関する事項の審議や「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」に定めるもののほか、必要な事項について、知事の諮問に応じ審議することを目的に設置された組織で、人権に関して学識経験を有する者のうちから知事が任命した委員（15 人以内）で構成されています。

(公表)

第10条 県は、次に掲げる調査による部落差別を行ったことを事由として前条第2項の規定による勧告を受けた県内事業者が、当該勧告に従わない場合には、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

(1) 結婚及び就職に際しての身元の調査

(2) 不動産の取引に際しての当該不動産に係る調査 (令5条例45・追加)

【趣旨】

本条は、第3条第2項に規定している禁止行為のうち、結婚及び就職に際しての身元調査などの調査行為を対象としており、これらの禁止行為を行った県内事業者が県から勧告を受けても従わない場合には、その旨を公表することができるよう規定したものです。

【解説】

●この条項を設けた理由は、今もなお部落差別が発生し、また、表面化していなくても差別意識を持つ人が少なからずおり、さらには、インターネット上など自分が意図しない状況下でも差別発言等と出会う可能性がある中、自身の身近な問題となった場合には、調査行為を通じて部落差別が具現化する恐れがあります。

とりわけ、結婚・就職に伴う身元調査は個人の人生を左右する大きな問題であり不動産の取引に関する調査は個人の財産・資産価値に悪影響を及ぼします。

これら悪質な行為を事業者の経済活動の一環として行うことは事業者の社会的責任に鑑みても、特に許される行為ではないため、「結婚及び就職に際しての身元の調査」や「不動産の取引に際しての当該不動産に係る調査」に対する県の対応を追加したものです。

(参考) 同和問題(部落差別)に関する県民意識調査〔令和5年6月実施〕

同和問題(部落差別)を知っていると回答した1,213人のうち

- ① 同和地区の人との結婚に否定的な意識を持つ人 17.4%
- ② 同和地区にある物件に対して忌避意識をもつ人 43.9%
- ③ この5年間で「同和地区は治安が悪い」や「同和地区の物件は避けた方がよい」などの発言を聞いたことがある人 27.4%

●公表の対象となりえる調査は、営業のために以下の行為を県内で行うことをいいます。

(1) 結婚及び就職に際しての身元の調査

特定の個人の結婚及び就職に際して、当該特定の個人又はその親族の現在又は

過去の居住地若しくは本籍地が同和地区に所在するか否かについて、自ら調査し、又は調査を依頼し、若しくは受託する行為をいいます。

(2) 不動産の取引に際しての当該不動産に係る調査

不動産の購入、賃貸借、物色などにあたって、当該不動産が同和地区に所在するか否か又は当該不動産が所在する周辺に同和地区があるか否かなど、その物件と同和地区の関係を調べる行為について、自ら調査し、又は調査を依頼し、若しくは受託する行為をいいます。

- 上記の調査行為を行った「県内に事務所又は事業所を有する事業者（個人及び法人）」が対象となりえます。本社が県外である事業者であっても、県内に事務所又は事業所を有する場合は対象となりえます。

また、一部の業種のみを対象とするのではなく、すべての業種において上記調査行為が行われた場合は対象となりえます。

- 「勧告に従わない場合」とは、第9条第2項の勧告に従わない意思が明らかである場合や合理的な期間内に必要な措置を行わない場合など、行為者の言動や態度などから総合的に判断します。

なお、二次被害の懸念等から被害者等が公表を望まない場合など、公表することが適切でないと考えられる場合は、公表しません。

- 公表の事項（内容）については、事業者名、所在地及び違反の事実に関して、当該部落差別事象を個別に判断しながら検討します。

- 公表の形式（方法）については、県HPへの掲載などにより行います。

(教育及び啓発)

第 11 条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

【趣旨】

本条は、部落差別の解消を推進するために、必要な教育及び啓発を行うことを規定したものです。

【解説】

- 部落差別の解消のためには、すべての人が部落差別についての理解を深め、正しく認識する必要があることから、教育及び啓発を行うことを定めたものです。
- 教育及び啓発の手法については、「法の下での平等」「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からの手法と、具体的な人権課題（部落差別）に即した個別的な視点からの手法があり、双方を組み合わせることで、人権意識の高揚を図ります。

(相談体制の充実)

第 12 条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に応ずるものとする。

2 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上を図る等必要な施策を講ずるよう努め、相談体制の充実を図るものとする。

【趣旨】

本条は、部落差別に関する相談に対応すること、また、相談担当職員等の資質向上などにより相談体制の充実を図ることを規定したものです。

【解説】

- 第 1 項は、公益財団法人和歌山県人権啓発センター、人権局及び各振興局に設置している人権相談窓口において、部落差別に関する相談に対応することを定めたものです。
- 第 2 項は、部落差別をされた者などからの相談に対し、相談者の気持ちに寄り添った対応ができるようにするために、相談担当職員等の資質向上などを行うことにより、相談体制の充実を図ることを定めたものです。
- 「必要な施策」とは、相談担当職員等の資質の向上を図るための研修や法律相談の開催などを想定しています。

(部落差別の実態把握)

第13条 県は、部落差別の解消の推進に関する法律第6条の規定による国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じて、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ差別の実態の把握を行うものとする。

【趣旨】

本条は、部落差別の解消の推進に関する法律に基づき国が実施する調査に協力すること、また、部落差別の解消のために必要な調査などを行い、部落差別の実態を把握することを規定したものです。

【解説】

- 部落差別の解消の推進に関する法律に基づき国が行う調査への協力を明記するとともに、部落差別の解消のための施策の展開に必要な調査などを行い、部落差別の実態を把握することを定めたものです。
- 「情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化」とは、インターネットの普及により、発言や落書きなどによる部落差別だけでなく、インターネットを利用した部落差別も行われるなど、部落差別の発生形態の変化をいいます。
- 「差別の実態の把握」とは、行政データの集約や必要な調査などを実施することにより、部落差別の実態を把握することをいいます。必要な調査としては、人権に関する県民意識調査やインターネットを利用した本県に關係する部落差別の書き込みの調査（モニタリング）などを想定しています。なお、地区と人を特定する調査は実施しません。